

酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の全部を改正する。

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条の四）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第二章 課税標準及び税率（第二十二条—第二十七条）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第三章 免税及び税額控除等（第二十八条—第三十条）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第四章 申告及び納付等（第三十一条の二—第三十三条の七）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第五章 納税の担保（第三十一条—第三十六条）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第六章 削除	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第七章 雜則（第四十条—第五十三条）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第八章 雜則（第五十四条—第五十九条）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
第九章 罰則（第五十四条—第五十九条）	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）
附則	酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等（第七条—第二十一条）

## 第二章 総則

## （課税物件）

第一条 酒類には、この法律により、酒税を課する。

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。」をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アルコール分 温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

二 エキス分 温度十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

三 発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

イ ビール

イ 発泡酒

ハロイ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十一度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）

四 醸造酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

清酒

果実酒

ハロイ その他の醸造酒

五 蒸留酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 連続式蒸留焼酎

ロ 単式蒸留焼酎

ハニホ ブランデー  
スピリット  
ウイスキー

六 混成酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

八 合成清酒 アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。）、焼酎（連續式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎をいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十一号において同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。）で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が十六度未満でエキス分が五度以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

九 連續式蒸留焼酎 アルコール含有物を連續式蒸留機（連續して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルdehyドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

十 口 砂糖（政令で定める砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもの

ハ 含糖質物（政令で定める砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

イ 单式蒸留焼酎 次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ 穀類又は芋類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連續式蒸留機以外の蒸留機（以下この号及び第四十三条第七項において「単式蒸留機」という。）により蒸留したもの

ロ 穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ハ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコ

ル含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留したもの

ニ 砂糖（政令で定めるものに限る。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含

有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ 穀類又は芋類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又は芋類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

ヘ イから口までに掲げる酒類以外の酒類でアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したものの（これに政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品をえたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含む。）

十一 ハイから口までに掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

トイ 爾及び米こうじに焼酎又はアルコールを加えて、こしたるもの

ハ みりんに焼酎又はアルコールを加えたもの

ニ みりんにみりんかすを加えて、こしたもの

ビール 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをいう。

麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ 二イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水をえたもの（ブランデー等を加えたものについて、当該ブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。同号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の十を超えないものに限る。）

十四 本 ハ 甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類（ブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の九十分の九十を超えないものに限る。ニにおいて同じ。）

二 二 果実酒又はイからハまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

十五 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第九号口からニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

十六 ハイ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（ハイ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十七 ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号ロからニまでに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

ハ 伊果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

コール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の十以上のものに限る。）

十七 原料用アルコール 第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十八 発泡酒 次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

イ 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）

ロ イに掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

ハ 伊又はロに掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして政令で定めるもの

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに掲げる酒類その他の政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十 スピリッツ 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のものとしいう。

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。

二十二 粉末酒 前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

二十三 雜酒 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類をいう。

二十四 酒母 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの及びこれらにこうじを混和したもの（製薬用、製パン用、しようゆ製造用その他酒税の保全上支障がないものとして財務省令で定める用途に供せられるものを除く。）をいう。

二十五 もろみ 酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供することができるものに限る。）で、こし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るものについては、主発酵が終わる前のもの）をいう。

二十六 こうじでん粉質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたものから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でん粉質物を糖化させることができるものをいう。

二十七 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

#### 第四条及び第五条 削除

（納稅義務者）

第六条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。

2 酒類を保税地域から引き取る者（以下「酒類引取者」という。）は、その引き取る酒類につき、酒税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第六条の二 酒類の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない酒類の製造場とみなす。

第六条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この条及び第十条第三号において「酒類等」という。）をその製造場から移出したものとみなす。ただし、第四号の場合において、第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する当該酒類については、この限りでない。

一 酒類等が酒類等の製造場において飲用されたとき。ただし、次項の規定に該当する場合を除く。

二 第七条第四項の規定により酒類の製造免許（同条第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及び次号において同じ。）に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。第二十条第一項において同じ。）が経過した場合若しくは酒類等の製造免許が取り消された場合（法人が合併又は解散により消滅した場合を含む。）又は酒類等の製造者の相続人につき第十九条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された又は消滅した製造免許に係る酒類等（第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）がその製造場に現存するとき。ただし、当該期限の経過又は第十七条第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に第二十条第一項の規定による酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

三 第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定により酒類等の製造免許を取り消された者が第二十条第一項又は第二項の規定の適用を受けて酒類等を製成したとき。

四 酒類等の製造場に現存する酒類等（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類等を除く。）が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

五 酒類等が酒類等の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、その飲用者を当該酒類等に係る酒類等の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類等をその製造場から移出したものとみなして、この法律（第三十条の一、第三十条の四第一項及び第四十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定を除く。第四項において同じ。）を適用する。

六 酒類等が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類等をその保税地域から引き取るものとみなす。

4 酒類等が酒類等の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該酒類等を移出した者を酒類等の製造者とみなして、この法律を適用する。

5 酒母又はもろみについて前各項の規定の適用があつた場合においては、当該酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、酒母又はもろみの製造者（酒母又はもろみの製造者とみなされた者を含む。）は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

（収去酒類等の非課税）

第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合は、当該酒類には、酒税を課さない。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第一百三十三号）第二十八条第一項（臨検検査等）の規定により収去される酒類

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第六十九条第四項及び第六項（立入検査等）の規定により収去される酒類

三 その他前二号に類する酒類で政令で定めるもの

#### 第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならぬ。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一 清酒 六十キロリットル	二 合成清酒 六十キロリットル
三 連続式蒸留焼酎 六十キロリットル	四 単式蒸留焼酎 十キロリットル
五 みりん 十キロリットル	六 ビール 六十キロリットル
七 果実酒 六キロリットル	八 甘味果実酒 六キロリットル
九 ウィスキーバランデー 六キロリットル	十 ブランデー 六キロリットル
十一 原料用アルコール 六キロリットル	十二 発泡酒 六キロリットル
十三 その他の醸造酒 六キロリットル	十四 スピリッツ 六キロリットル
十五 リキューール 六キロリットル	十六 粉末酒 六キロリットル
十七 雜酒 六キロリットル	

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留焼酎又はみりんを製造しようとする場合

二 連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合

三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四 試験のために酒類を製造しようとする場合

五 輸出するため清酒及び合成清酒を製造しようとする場合

六 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

七 一の製造場において連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。

八 前各号に準ずる場合として政令で定める場合

- 4 第一項の製造免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該製造免許につき期限を付することができること。
- 5 前項の期限を付した製造免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。
- 6 第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。
- 7 第三項第一号及び第六号の規定その他政令で定める規定は、同項第五号の規定の適用を受けて清酒の製造免許を受けた者その他これに準ずる者として政令で定める者については、適用しない。  
(酒母等の製造免許)
- 第八条 酒母又はもろみを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、製造免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。
- 一 酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場において、当該酒類の製造の用に供するため、酒母又はもろみを製造する場合
- 二 もろみの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母を製造する場合
- 三 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第三条第一項(製造の許可)又は同法第四条第三号(試験等のための製造の承認)の規定によりアルコールの製造の許可又は承認を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、同法第二条第二項(定義)に規定する酒母又は同条第三項(定義)に規定するもろみを製造する場合
- (酒類の販売業免許)
- 第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業(以下「販売業」と総称する。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場(継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。)ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署の免許(以下「販売業免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類(当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。)の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。
- 2 前項の販売業免許を与える場合において、その販売業免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の販売業免許につき期限を付することができる。
- 3 第七条第五項の規定は、前項の期限を付した販売業免許について準用する。
- (製造免許等の要件)
- 第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。
- 一 免許の申請者(酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。)が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消され、又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号(准用)及び第三十条(准用)において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されれた日から三年を経過するまでの者である場合

- 二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)である法人が第十二条第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合(第十二条第二号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当したこととなつたことによる場合に限る。)又はアルコール事業法第三条第一項(製造の許可)、第十六条第一項(輸入の許可)、第二十一条第一項(販売の許可)若しくは第二十六条第一項(使用的の許可)の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された場合(同法第十二条第二号(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された場合については当該法人が同法第五条第一号(欠格条項)(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合
- 三 免許の申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人(酒類等の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。)が前二号又は第七号から第八号までに規定する者である場合
- 四 免許の申請者は前号に規定する法定代理人が法人であつて、その役員のうちに第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者がある場合
- 五 免許の申請者が第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者を当該申請に係る製造場又は販売場に係る支配人としようとする場合
- 六 免許の申請者が当該申請前二年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合
- 七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号。第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。)若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)、関税法(どん税法(昭和三十二年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号))において準用する場合を含む。)若しくは地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合
- 七の二 免許の申請者が二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正十一年法律第二十号)の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二条)第五十条第一項第四号(同法第二十二条第一項第六号(禁止行為等)(酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の二十三(準用)及び第三十二条第三項(深夜における飲食店営業の規制等)において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第五十条第一項第五号(同法第二十八条第十一項第五号(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項(接客従業者に対する拘束的行為の規制等)の規定により適用する場合を含む。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第五十条第一項第八号(同法第二十二条第一項第六号(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)(酒類の提供に係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第五十六条(同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらに規定を同法第二十条(准用)、第二十五条(准用)及び第三十条(准用)において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されり、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第

二百八条（暴行）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八 免許の申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなりたつた日から三年を経過するまでの者である場合

九 正当な理由がないのに取締り上不適当と認められる場合

十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得てい

（製造免許等の条件）

十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

（製造免許等の条件）

**第十一條** 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

二 税務署長は、前項の条件を付した後ににおいて、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

（酒類の製造免許の取消し）

**第十二条** 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで若しくは第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合又は酒税に係る滞納処分を受けた場合

三 三年以上引き続き酒類を製造しない場合

四 同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 第三十一条第一項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合

六 酒類業組合法第八十四条第二項（酒税保全のための勧告又は命令）又は第八十六条の四（公母等の製造者）という。）について準用する。

（酒母等の製造免許の取消し）

**第十三条** 前条第一号から第三号までの規定は、酒母又はもろみの製造免許を受けた者（以下「酒母等の製造者」という。）に適用する。

（酒類の販売業免許の取消し）

**第十四条** 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合

二 第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者に該当することとなつた場合

三 二年以上引き続き酒類の販売業をしない場合

四 酒類業組合法第八十四条第三項（酒税保全のための勧告又は命令）又は第八十六条の四（公母等の製造者又は酒類の販売業免許を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならない。）

**第十五条** 削除  
（製造場又は販売場の許可）

**第十六条** 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母若しくはもろみの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、移転先につき第十条第九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、税務署長は、前項の許可を与えないことができる。  
(製造又は販売業の廃止)

**第十七条** 酒類製造者又は酒母等の製造者がその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手続により、酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消しを申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき（その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む。）は、政令で定める手続により、酒類の販売業免許の取消しを申請しなければならない。

**第十九条** 酒類製造者酒母等の製造者若しくは酒類販売業者（以下この項において「酒類製造者等」という。）につき相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合又は酒類製造者等（個人に限る。）が酒類の製造免許若しくは酒母若しくはもろみの製造免許に係る製造業若しくは酒類の販売業免許に係る販売業の全部の譲渡（次項及び第三十条第七項において「事業譲渡」という。）を行つた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は譲渡者（以下この条及び同項において「相続人等」という。）は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地（販売がない場合には、相続人等の住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人等が第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人等は、その相続又は事業譲渡の時において、被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）又は譲渡者が受けっていた酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を受けたものとみなし、当該譲渡者に係る製造免許又は販売業免許は、その効力を失う。

3 前項の規定について、第十条第六号中「申請前」とあるのは、「申告前」とする。  
(必要な行為の継続等)

**第二十条** 第七条第四項の規定により酒類の製造免許に付された期限が経過した場合、酒類の製造免許が取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該期限を付された製造免許を与えられていた者、当該取り消された製造免許を受けていた者（合併により酒類の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒類の製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

2 酒母若しくはもろみの製造免許が取り消された場合又は酒母等の製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該取り消された製造免許を受けていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母又はもろみの製造を継続させることができる。

2 酒類の販売業免許が取り消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該期限を付された場合には、その延長後の期限が経過した場合、酒類の販売業免許が取り消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された販売業免許を与えられていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母又はもろみの製造を継続させることができる。

2 第九条第二項の規定により酒類の販売業免許に付された期限（同条第三項において準用する第七条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合、酒類の販売業免許が取り消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された販売業免許を与えられていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母又はもろみの製造を継続させることができる。

2 第九条第二項の規定により酒類の販売業免許に付された期限（同条第三項において準用する第七条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合、酒類の販売業免許が取り消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該取り消された販売業免許を与えられていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母又はもろみの製造を継続させることができる。

相続人が酒類を所有しているときは、税務署長は、その者の申請により、期間を指定し、当該酒類の販売を継続させることができる。

4 第一項の場合においては、当該酒類の処分又はその製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間、第二項の場合においては、当該酒母又はもろみの製造及び処分又は移出が完了するまでの間、第三項の場合においては、当該酒類の販売が完了するまでの間は、これらの項に規定する者を、それぞれ、酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者とみなして、この法律を適用する。

(製造免許等の通知)

第二十一条 税務署長は、第七条第一項の規定による酒類の製造免許、同条第五項（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の期限の延長、第八条の規定による酒母若しくはもろみの製造免許、第九条第一項の規定による酒類の販売業免許、第十条の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の拒否、第十一条の規定による酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の取消し、第十六条の規定による許可若しくは不許可又は第十七条の規定による申請に基づく酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の取消しをしたときは、文書をもつて、その旨をその者に通知しなければならない。

第三章 課税標準及び税率

#### （課税標準）

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

#### （税率）

第二十三条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 発泡性酒類	十五万五千円
二 酿造酒類	十万円
三 蒸留酒類	二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）
四 混成酒類	二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）
5 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。	
3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。	
4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。	
一 合成清酒	十万円
二 みりん及び雑酒（その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。）	二万円
三 甘味果実酒及びリキュー	十二万円（アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）
四 粉末酒	三十九万円
5 前各項の規定の適用に關し、必要な事項は、政令で定める。	

二十四条から第二十七条まで 削除

#### 第四章 免税及び税額控除等

##### （未納税移出）

第二十八条 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所（第二号及び第三号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。）へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

一 酒類製造者が酒類の原料とする酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場

二 輸出業者（他から購入した酒類の販売を業とする者で常時酒類の輸出を行なうものをいう。）

三 その他政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場

四 前三号に掲げる酒類以外の酒類で、当該酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたものの、当該他の製造場又は蔵置場

一 前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該酒類が前項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

二 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。当該税務署長が指定した日

三 第一項の移出をした酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する政令で定める書類に代えて用いることができる。

四 第一項第四号の承認の申請があつた場合において、酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

五 第一項の規定に該当する酒類（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者が当該酒類の酒類製造者でないとときは、これを当該酒類の酒類製造者とみなし、当該場所が当該酒類の製造免許を受けた製造場でないときは、これを当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

六 第一項の規定に該当する酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、政令で定めるところにより、当該酒類の移入の目的（当該酒類が同項第四号に掲げる酒類であるときは、当該移入の理由）、税率の適用区分（品目を含む。以下同じ。）及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、当該移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

七 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する移入をした者に対し、当該移入した酒類を他の酒類と区別して蔵置すべきことを命ずることが

9 税務署長は、第一項第四号の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、移出される酒類の容器に封を施すことができる。

(未納税移出に関する特例)

**第二十八条の二** 前条第一項の規定に該当する酒類の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第二項又は第二項の規定による申告書(これらの項に規定する期限内に提出するものに限る)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該酒類が前条第一項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該酒類の移出をした者と当該酒類を当該場所へ移入をした者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、継続的に当該酒類が移入される当該場所で、政令で定めることにより、当該酒類の移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

三 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する酒類を継続して移入する場所であり、かつ、当該酒類を移入する者が政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

四 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

五 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実があくなつたと認められるとき、又は酒税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

六 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

(未納税引取)

**第二十八条の三** 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類を保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取らうとする場合において、政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係る酒税を免除する。ただし、第六項の規定の適用がある場合には、この限りではない。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場

二 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該証明書を提出すべきことを命じなければならない。

三 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき酒税の取締り又は保全上特に不適当と認められる等の事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

四 第一項の規定により酒税を免除された酒類(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く)については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて引き取つた者が当該酒類の酒類製造者である者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた酒類を他の酒類と区別して藏置すべきことを命ずることができる。

6 第一項の承認を受けて引き取つた酒類について、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその酒税を徴収する。

7 第一項の承認を受けて引き取つた酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する証明書に代えて用いることができる。

8 税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、引き取られる酒類の容器に封を施すことができる。

(輸出免稅)

**第二十九条** 酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書(これらの項に規定する期限内に提出するものに限る)に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。

(戻入れの場合の酒税額の控除等)

**第三十条** 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月(当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月)以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその他の酒類の製造場に移入した場合(前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出されたとき、又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用的日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべき酒税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月の次条第一項又は第二項の規定による申告書に同条第一項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第三項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受ける金額に相当する金額を還付する。

5 酒類製造者が、その製造場から移出した酒類を、その製造の廃止後(第二十条第四項の規定により、酒類製造者とみなされる期間が経過した後に限る。)当該製造場であつた場所に戻された場合は、当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなす。

6 第一項の規定により酒税を免除された酒類(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く)については、当該酒類を同項各号に掲げる場所に引き取られたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該酒類を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6

第一項又は前三項の規定による控除又は還付を受けようとする者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする酒税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

7 相続又は事業譲渡により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した相続人等（第十九条第二項の規定の適用があるものに限る。）がある場合において、その相続人等が、当該相続又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者が当該製造場において製造した酒類で当該製造場から移出したものを、当該製造場に戻し入れたとき、又はその相続人等の他の酒類の製造場に移入したときは、その者を当該移出をした者とみなして、第一項又は第二項の規定を適用する。

8 前項の規定は、合併により酒類の製造場における酒類の製造業を承継した法人（当該製造場において当該酒類の製造免許を受けたものに限る。）がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人等」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続又は事業譲渡に係る被相続人又は譲渡者」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

9 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告に係る酒類を当該酒類製造者の製造場から移出した日の属する月の翌月末日

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

三 次条第三項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の翌月末日

## 第五章 申告及び納付等 (移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告)

**第三十条の一 酒類製造者は、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの移出がない月を除く。）政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。**

一 その月中において当該製造場から移出した酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量

二 第二十八条、第二十九条又は他の法律の規定により酒税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する酒類のうちこれらの規定の適用を受けようとするものに係る前号に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 第二号に規定する課税標準たる数量からそれぞれ当該税率の適用区分ごとに前号に規定する課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

四 課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

五 前号又は他の法律の規定により控除を受けようとするものに係る前号に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

六 その他政令で定める事項

（移出に係る酒類についての期限内申告による納付等）

**第三十条の二 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、当該還付を受けける金額その他の事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。**

一 当該引取りに係る酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三 他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額

四 第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

五 第二号に掲げる酒税額の合計額から第三号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他政令で定める事項

（移出に係る酒類についての期限内申告による納付等）

**第三十条の三 第三十条の二第一項の規定による申告書を提出した酒類製造者は、当該申告に係る酒類を当該酒類製造者の製造場から移出した日の属する月の末日から二月以内に、同条第二項の規定による申告書を提出した酒類製造者は、当該申告書の提出期限内に、それぞれ、当該申告書に記載した同条第一項第六号に掲げる酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならない。**

一 第六十条の三第二項又は第四項の規定に該当する酒類は、これらの規定に規定する酒類の製造場の所在地の所轄税務署長が、直ちにその酒税を徴収する。

二 第四十号に掲げる酒税額の合計額から第五号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他政令で定める事項

（引取りに係る酒類についての酒税の納付等）

**第三十条の四 第三十条の三第一項の規定による申告書を提出した者には、当該申告に係る酒類を保稅地帯から引き取る時（同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限）までに、当該申告書に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならない。**

（納期限の延長）

一 酒母又はもろみの製造場（酒類の製造免許を受けた製造場を除く。）において酒母又はもろみが飲用されたとき。

二 第六十条の三第一項第二号又は第三号の規定に該当するとき。

三 第三十一条第一項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

四 前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除又は還付を受けるべき金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けける金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等）

**第三十条の五 第三十条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される酒類を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る酒税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。**

一 当該引取りに係る酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

二 課税標準数量に対する酒税額及び当該酒税額の合計額

三 他の法律の規定により控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする酒税額

四 第二号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額を控除した金額に相当する酒税額

五 第二号に掲げる酒税額の合計額から第三号に掲げる酒税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他政令で定める事項

（移出に係る酒類についての期限内申告による納付等）

**第三十条の六 第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第三十条の四第一項の規定による納期限内に納期限の延長について**

（納期限の延長）



3	第一項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。
4	第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他の物品の混和をした酒類は、当該混和前の品目の酒類とみなす。
5	第一項の規定にかかるらず、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたとき（政令で定める場合を除く。）は、新たに酒類を製造したものとみなす。この場合において、当該混和後の酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。
6	連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと連続式蒸留焼酎との混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たに連続式蒸留焼酎を製造したものとみなす。
7	単式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと単式蒸留焼酎との混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たに単式蒸留焼酎を製造したものとみなす。
8	第一項、第二項本文及び第五項の規定にかかるらず、リキュールと水又は炭酸水との混和をしてエキス分一度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。
9	前各項に規定する場合を除くほか、酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和に関し、必要な事項は、政令で定める。
10	前各項の規定は、消費の直前において酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和をする場合で政令で定めるときについては、適用しない。
11	前各項の規定は、政令で定めるところにより、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（前項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。
12	前項の規定の適用を受けた酒類は、販売してはならない。
	（原料用酒類及び酒母等の処分禁止）
第444条	酒類製造者が第七条第一項ただし書の規定により製造免許を受けないで製造した酒類を当該製造場から移出しようとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、酒類製造者が自己の他の酒類製造場において製造免許を受けている酒類の原料（移出する製造場において製造免許を受けている酒類と同一の品目の酒類の原料とする場合に限る。）とするための酒類で、かつ、第二十八条第一項の規定の適用を受けて移出する場合については、この限りでない。
2	酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。
一	第八条各号に規定する者が酒母又はもろみを当該各号に規定する目的に使用する場合
二	酢の製造業者が酒母又はもろみを酢の製造に使用する場合
三	酒類製造者又は酒母等の製造者に酒母を譲り渡す場合
3	税務署長は、前項の承認を与える場合において、酒税の取締り上特に必要があると認めるときは、酒母又はもろみに酒類として飲用することができない処置を施すべき旨を命ずることができ。（密造酒類の所持等の禁止）
第445条	何人も、法令において認められる場合のほか、製造免許を受けない者の製造した酒類、酒母若しくはもろみ又は輸入したこれらのもので関税法第六十七條の規定による輸入の許可を受けないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けはならない。
第446条	酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例申告者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保険地域からの引取りに関する事實を帳簿に記載しなければならない。（記帳義務）
第447条	酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。（申告義務）
2	酒類製造者は、政令で定めるところにより、その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間（以下この項において「その年度」という。）の酒類の製成及び移出数量、その年度の末日における酒類の所持数量並びにその年度中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合は、その旨を、その年度の末日の属する月の月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。
3	酒類販売業者は、その販売業を休止又は開始したときは、遅滞なく、その旨をその販売場の所在地（販売場を設けていない場合には、住所地）の所轄税務署長に申告しなければならない。
4	税務署長は、酒税の取締り上必要があると認めるときは、酒類の販売業者に対し、その購入若しくは販売をした酒類又は所持する酒類の数量その他政令で定める事項について、報告を求めることができる。
5	（申告義務等の承継）
第448条	法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ、承継する。
4	一 第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の三第一項（同条第三項の場合に限る。）又は前条の規定による申告の義務
2	二 第四十六条の規定による記帳の義務
第449条	（承認を受ける義務）
第50条	酒類製造者又は酒類販売業者は、次に掲げる場合（酒類販売業者については、第五号及び第七号に掲げる場合に限る。）においては、政令で定めるところにより、その製造場又は販売場の所在地（酒類販売業者が販売場を設けていない場合には、住所地）の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、第四十三条第一項第六号の承認を受けるべき場合には、この限りでない。
一	第三条第七号口の規定に該当する清酒を製造しようとするとき。
二	清酒の製造免許を受けた者が、清酒にアルコールその他政令で定める物品を加えようとするとき。
三	清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、清酒と合成清酒などを混和しようとするとき。
四	第三条第十五号イ若しくはロ又は第十六号イに掲げる酒類をスピリッツの製造の原料に供しようとするとき。
五	酒類に水その他の物品（酒類を含む。）を混和しようとするときで政令で定める場合。ただし、前各号のいずれかに該当する場合を除く。
六	製造場にある酒類に酒類として飲用することができない処置を施そうとするとき。
七	前各号のほか、酒類の製造、貯蔵又は販売に関し酒税の取締り又は保全上必要がある場合で政令で定めるとき。
2	税務署長は、前項各号の場合において、酒税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除いては、同項の承認を与えるものとする。（届出義務）
第50条の二	前条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、酒類製造者又は酒類販売業者は、酒類に開じ次に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該行為をしようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。
1	一 酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で酒類を詰め替える行為
2	二 前号のほか、酒税の取締り又は保全上必要があるものとして政令で定める行為
1	酒類製造者又は酒母等の製造者は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。
2	一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。



5 旧法により現に酒類の販売業免許を受けていた者は、新法により酒類の販売業免許を受けたも

6 のとみなす。  
前三項の場合において、旧法第十八条ノ二の規定により命ぜられた事項が新法第十一条第一項の規定により条件として附することができないものであるときにおいても、当該命令は、当分の間、なおその効力を有する。この場合においては、当該命令により附された期限、範囲又は条件

7 については、新法第十一項の規定を準用する。  
酒類製造者で旧法第十八条ノ二の規定により免許の際期限を附されていて者があるが、その期限の到

来により免許の効力が消滅した場合に引き続き酒類の製造免許を受けようとするときにおける免許の要件たる製造見込石数については、旧法第五十五条の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法により現に酒類の製造免許を受けている者に対する新法第十二条第四号の規定の適用については、その必要な石数は、当分の間、なお従前の例による。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
第六項の規定によりなおその効力を有する命令に違反した者又は、二十万円以下の罰金を科す

2 は、この法律の施行の際に前法第二十一条の規定による特許権を有する者は、この第十九項の規定による決定を受けたものとみなす。

3 は、前二項の規定による決定を受けたものとみなす。

4 は、前二項の規定による決定を受けたものとみなす。

29 指定販売業者が第二十項及び第二十一項の規定により納付すべき酒税に係る滞納処分を受けた場合には、税務署長は、酒類の販売免許を取り消すことができる。

25 この法律の規定の適用については、前項の規定により免許を取り消された場合には新法第十四条第二号の規定により免許を取り消されたものとみなす。この場合において、新法第十一条第二

号中「当該法人が第七号に」とあるのは「当該法人が第六号又は第七号に」と読み替えるものとする。

1 附則（昭和一九年三月三一日法律第四〇号）抄  
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

10  
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則（昭和二十九年四月一日法律第六号）抄**

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十一年六月三十日法律第三七号）抄  
二〇去津は、昭和三十一年六月一日から施行する。

この法律は昭和三一年七月一日から施行する  
附 則（昭和三一年七月一八日法律第四四号）  
二〇〇〇年三月一一日より、五百丁一。

この法律は昭和三十四年四月一日から施行する。

り酒類の製造免許の期間につき附されている条件についてはなお従前の例による。

税法第十二条第四号の規定の適用については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例によ

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 附 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一四八号) 抄

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。  
附則（昭和三五年三月二三日法律第一一〇号）抄

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
この法律の施行日前二ヶ月以内に、この付則の規定による二種類の税を徴収する場合は、この法律の施行前に徴収する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

附 貫（昭和三七年三月三日法律第四七号）抄

七





た日」とあるのは「酒税法の一部を改正する法律(昭和二年五月二十一日法律第百四十二号)」、「当該相続が開始した日」とあるのは「同日」とする。

(未納税移出等に係る経過措置)

2 次に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第  
について適用する。

三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十九条第三項各号に掲げる日が施行日以後のものに限る。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十九条第三項各号に掲げる日が施行日以後のものに限る。）

（三語句以上）の言ふ話に依る所の（三語句以上）の言ふ話に依る所の同法第二ノル第三ノル各号に掲げる所が施行日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出さ

れなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は  
一 清酒一級、ビール及び雑酒 新法の税率とする。

二 前号に掲げる酒類以外の酒類(当該酒類について新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る)。

(未納税引取り等に係る経過措置)  
第五条 次の表の上欄に掲げる去津の規定により西税の免余を受けて施行日(前二段既免税也)或ひつ引き

**第五条** 次の表の「相手に付ける酒類の規定について」酒類の分類を受けて施行日前に供給地場から引き取られた前条第二項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に

該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

酒税法第二十八条の二第一項 同法第二十八条の二第六項

(昭和三十九年法律第三十七号) 第十一条第一項 同治第一  
二〇二二年四月一日施行

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項 同法第十一一条第三項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第  
十三条第一項 同法第十三条第三項において準用する関税  
官逕法（月台四十三年法律第二十四号）第

定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全  
条第四項

保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国  
における今後国軍家の地位に関する協定の実施に伴  
及び安全保障条約第六条に基づく施設及び

はおける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年四月三十日法律第百三十九号）

法律第二百二十二号) 第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等) 時特別に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実

の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十一号）第四条によつて準用する場合を含む。）

（十九号）第四多におりて翌月で之を合併する場合を含む

**第六条** 新法第三十条第一項及び第七項の規定は、施行日以後にこれら の規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

**第七条** 新法第三十条の六の規定は、施行日以後に製告場から移出され、又は保税地域から引き取（納期限の延長に係る経過措置）

（三）特口果況）  
られる酒類に係る酒税について適用する。

**第八条** (手荷品課税) 施行日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において附則第四条第二項各号に掲げる

酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が千三百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれを施行日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項の附則第四条第二項各号に掲げる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

第一項の場合においては、新法の税率により算出した金額と旧法の税率により算出した金額との差額に相当する金額をその税額とする。

第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、施行日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

第一項に規定する者は、其所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

次各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、新法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものがその他の酒類の製造場に移入された場合その他政令で定める場合を含む。）

同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合 当該酒類製造者

（罰則に係る経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** 昭和五十三年四月二十七日法律第三一号

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第三条第八号及び第二十二条の改正規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

（一般的経過措置）

**第二条** 昭和五十三年五月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

（果実酒に係る製造免許等の経過措置）

**第三条** 改正前の酒税法（以下「旧法」という。）の規定により雑酒とされていていたもののうち、酒



(期限内申告による納付等に係る経過措置)

**第四条** 新法第三十条の四及び第三十条の六第一項の規定は、施行日以後に酒類の製造場から移出された酒類に係る酒税について適用する。

(その他の雑酒に係る製造免許等の経過措置)

**第五条** 改正前の酒税法（以下「旧法」という。）の規定によりリキュール類とされていた酒類の規定によりリキュール類とされていた酒類のうち、酒税法第三条第十一号の改正規定の施行によりその他の雑酒として分類されることになるものにつき旧法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、指定日に、新法の規定によりその他の雑酒の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過措置)

**第六条** 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類（新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

**第七条** 次の表の上欄に掲げる法律の規定により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定

追徴の規定

酒税法第二十八条の一第一項

同法第二十八条の二第六項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項

同法第十一條第三項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二條第一項

同法第十二條第四項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三條第一項

同法第十三條第三項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七

条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例）第十四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

**第八条** 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合は、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者

が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）

第八条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、昭和五十六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新法第二十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他の政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合（罰則に係る経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年五月二七日法律第五四号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に係る経過措置）

**第五条** 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第一百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第一百七十七条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後についた所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第一百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しく

		は第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ一第一項若しくは第十八条後段、関税法第百十条第一項から第三項まで、閑税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。
	附 則 (昭和五七年五月一日法律第三七号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。 (酒税法の一部改正に伴う経過措置)
	附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一四号) 抄 (施行期日)	第十六条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の酒税法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	同法第十二条第四項	第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。
	同法第十一一条第三項	第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、昭和五十九年五月一日(以下「指定日」といいう。)前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。 (未納税移出等に係る経過措置)
	同法第二十八条第一項	第三条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法(以下「新法」という。)の税率により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法(以下「旧法」という。)の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第二十九条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。
	同法第十三第三項において準用する関税 定率法(明治四十三年法律第五十四号) 第 十一条第一項	(未納税引取り等に係る経過措置)
	同法第十一一条第三項	第四条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。
	同法第十二条第四項	免除の規定
	同法第二十八条第一項	酒税法第二十八条の二第一項 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律 (昭和三十年法律第三十七号) 第十一条第一項 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第 十二条第一項 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第 十三条第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四号)第四条において準用する場合を含む。)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四号)第四条において準用する場合を含む。)第十四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四号)第四条において準用する場合を含む。)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四号)第四条において準用する場合を含む。)第十四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四号)第四条において準用する場合を含む。)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四号)第四条において準用する場合を含む。)第十四条において準用する場合を含む。)
--	--



昭和六十四年四月一日前に旧酒税法第五十条の二第一号の規定による届出をしたものとみなす。

(輸入酒類の移入に係る特例)

第一回 同日には、同日に新酒税法第五十条の二の規定による詰替えに係る届出をして

いた者は、同日に新酒税法第五十条の二の規定による詰替えに係る届出をしたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過措置)

昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた酒類を同年三月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときには、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四十三条 昭和六十四年四月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(新酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の課税標準及び税率は、新酒税法の課税標準及び税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた酒類(新酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の課税標準及び税率は、新酒税法の課税標準及び税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

(罰則に係る経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

は、政令で定める。

附 則 (平成六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定並びに附則

第四条から第六条まで及び第八条の規定は、同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成六年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

(みなし戻入れに係る経過措置)

第三条 改正後の酒税法第三十条第二項及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定は、平成六年四月一日以後にこれらの規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の二に規定する税率(以下「新法の税率」という。)により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率(以下「旧法の税率」という。)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き

取られた酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置

は、政令で定める。

附 則 (平成六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定並びに附則

第四条から第六条まで及び第八条の規定は、同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成六年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

(みなし戻入れに係る経過措置)

第三条 改正後の酒税法第三十条第二項及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定は、平成六年四月一日以後にこれらの規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の二に規定する税率(以下「新法の税率」という。)により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率(以下「旧法の税率」という。)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き

取られた酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律を含む。)	同法第十三条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十三条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律を含む。)	同法第十三条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十三条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第一百四号)第四条において準用する場合を含む。)	同法第十三条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十三条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第一百四号)第四条において準用する場合を含む。)	同法第十三条第五項において準用する関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第十三条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

第45条 第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同条の規定の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



び同条第二項（しょうちゅう乙類に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号四〇中「十万二千百円」とあるのは「十九万九千四百円」と、「六千五百八十八円」とあるのは「八千八百二十円」と、「十三万五千円」とあるのは「二十四万三千五百円」と、「一万四千九百十円」とあるのは「一万五千八百十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十五万五千三百円」と、同項の表しようちゅうの項中「十万一千百円」とあるのは「十九万九千四百円」とする。

### (輸入ウイスキー類等の移入に係る特例)

**第五十五条** 酒類の販売業者である酒類引取者が、指定日前に保税地域から引き取られた酒類（ウイスキー及びスピリッツ類に限る。）を平成九年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

き取られた酒類（ウイスキー類に限る。）を同年四月一日から同月三十日までの間に政令で定めることにより、国税庁長官の承認を受けた場合について準用する。

**第六条** 指定日前に係る酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう及びリキュー類に限る。）  
で、酉去を第二十ニ点第三項（同法第二十ニ点第三項）として準用する場合を含む。以下二二条

（次項の規定に該当するものを除く。）に限る。）について同じ。」の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するもの（次項の規定に該当するものを除く。）に限る。）について同じ。」の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各

いて、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、しそうちゅう甲類にあつては附則第四条第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二条に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は租税特別措置法等の一部を改正する法

（平成十一年法律第一三三号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「平成十年租税特別措置法」という。）第三百一十七条の二第一項に規定する税率（同法第二百四十九条第一項第一号の規定による税率）をもつて課税する。

キユール類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は同項に規定する税率とする。平成十年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(しようちゅう甲類に限る)で、酒

税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年五月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に

規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率とする。

税法第二十一条第三項の届出又は承認に係るもの（当つて又は同項各号に掲げる日課税第一二二条第一項第一号に付するもの）を申立てたる者に對する。

が平成十年一月一日以後に到来するものにおける。該(一)について同項の規定が提出されなかつたる当該酒類に係る同項の税率は、附則第四条第三項の規定によりなおその努力を有するものとさし前項の規定により読み替へられた日去第二百二十二条

に規定する税率（以下「附則第四条第三項の税率」という。）又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。

平成十一年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう乙類に限る。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる

免除の規定	酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律 (昭和三十年法律第三十七号) 第十一条第一項	同法第十二条第四項	同法第十一一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第 十三条第三項	同法第十二条第四項	同法第十二条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴 う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年 法律第二百十二号)第七条(日本国における国際連合 の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等 の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四 十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力 及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地 位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨 時特例に関する法律第八条(日本国における 国際連合の軍隊の地位に関する協定の実 施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法 律第四条において準用する場合を含む。)	同法第十三条第五項において準用する関税 法定率法(明治四十三年法律第五十四号)第 十五条第二項、第十六条第二項又は第十七 条第四項
2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年五月一日前に保税地域 から引き取られた酒類(しようちゅう甲類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲 げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十 二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。 3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保税地 域から引き取られた酒類(しようちゅう乙類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲 げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第四 条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。	2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年五月一日前に保税地域 から引き取られた酒類(しようちゅう甲類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲 げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十 二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。 3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保税地 域から引き取られた酒類(しようちゅう乙類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲 げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十 二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。	同法第十三条第五項において準用する関税 法定率法(明治四十三年法律第五十四号)第 十五条第二項、第十六条第二項又は第十七 条第四項
4 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十二年十月一日前に保税 地域から引き取られた酒類(しようちゅう乙類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲 げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十 二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第四項に規定する税率とす る。	4 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十二年十月一日前に保税 地域から引き取られた酒類(しようちゅう乙類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲 げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十 二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第四項に規定する税率とす る。	同法第十三条第五項において準用する関税 法定率法(明治四十三年法律第五十四号)第 十五条第二項、第十六条第二項又は第十七 条第四項
第八条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類(しようちゅう及びリキュー ル類に限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上 の場所で所持する場合には、その合計数量)が五百リットル以上であるときは、当該酒類につい て	第八条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類(しようちゅう及びリキュー ル類に限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上 の場所で所持する場合には、その合計数量)が五百リットル以上であるときは、当該酒類につい て	同法第十三条第五項において準用する関税 法定率法(明治四十三年法律第五十四号)第 十五条第二項、第十六条第二項又は第十七 条第四項

ては、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、しようちゅう甲類にあっては附則第四条第一項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十条に規定する税率又は附則第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「改正前の租税特別措置法」という。）第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十条に規定する税率を第一項の酒税額とし、しようちゅう乙類にあっては附則第四条第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二条に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額と旧法第二十二条に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する税率により算出した場合の酒税額とし、リキュール類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二条に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二条に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額と旧法第二十二条に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する税率を第一項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 二 前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三 その他政令で定める事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき又は徵収された、若しくは徵收されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移出された場合を含む。）

8 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第四項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 平成十年五月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しようちゅう甲類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

10 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

11 第九項の場合においては、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四条第一項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第九項の酒税額とする。

12 第四項から第八項までの規定は、第九項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「指定日」とあるのは「平成十一年五月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、「平成十一年三月三十一日」とあるのは「平成十年十月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第九項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第五項」とあるのは「第十四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」において準用する第四項」と読み替えるものとする。

13 平成十年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しようちゅう乙類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

14 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

15 第十三項の場合においては、附則第四条第三項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四条第二項の税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十三項の酒税額とする。

16 第四項から第八項までの規定は、第十三項の規定により酒税を課する場合について準用する。

この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、「指定日」とあるのは「平成十年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、「平成十一年三月三十一日」とあるのは「平成十一年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

17 平成十一年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しようちゅう乙類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

18 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

19 第十七項の場合においては、新法第二十二条に規定する税率又は平成十年租税特別措置法第八十七条の二第四項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四条第三項の税率又は平

成十年租税特別措置法第八十一条の二「第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十七項の酒税額とする。

第四項から第八項までの規定は、第十七項の規定により酒税を課する場合について準用する。

この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十七項」と、「指定日」とあるのは「平成十二年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第二十項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「第二十項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第二十項において準用する第六項」とある。

提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

(罰則に係る経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二三号) 抄

**第一条** この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

**六** 第一条中租税特別措置法第八十一条の二の改正規定及び第三条の規定(酒税法の一部を改正する法律附則第五条第三項の改正規定を除く。)並びに附則第三十五条の規定 平成十年五月一(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

**七** 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に係る経過措置)

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十八まで 略  
(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中關稅法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月一日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に係る経過措置)

**二** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成一四年一二月一日法律第一四五号) 抄  
附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十九条まで、第二十六条及び第二十七条並びに附則第六条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(罰則の経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成十五年五月一日

イ 第七条中酒税法第二十二条の改正規定及び附則第三十七条から第三十九条までの規定

(酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第七条の規定(酒税法第二十二条の改正規定に限る。)の施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

(ビール等に係る製造免許等の経過措置)

第三十三条 第七条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)の規定により発泡酒とされていたもののうち、同条の規定の施行によりビールとして分類されることになる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けたものは、平成十五年六月一日までに、政令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けない旨を当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に届け出た場合を除き、平成十五年四月一日に、同条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)の規定によりビール(麦を原料の一部としたものに限る。)の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合(同項の規定により同項の規定の適用を受けない旨を届け出た場合を含む。)を除き、第七条の規定の施行により旧酒税法の規定により分類されていた種類又は品目と異なる種類又は品目に分類されることになる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、平成十五年四月一日に、新酒税法の規定により、それぞれ、当該酒類が新酒税法の規定により分類されることになる種類又は品目の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

(再移出控除に係る経過措置)

第三十四条 新酒税法第三十条第三項の規定は、酒類製造者が酒類の製造場に移入した酒類(酒税法第三十条第一項の規定により控除を受けるべきものを除く。)で、平成十五年四月一日以後に当該製造場から更に移出され、又は新酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用されたものについて適用する。

(届出に係る経過措置)  
第三十六条 新酒税法第五十条の二第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日以後に月三十日までの酒類の製成及び移出数量、同日ににおける所持数量並びに平成十五年三月中に酒類をその製造場から移出しなかつた旨の申告については、なお従前の例による。

(届出に係る経過措置)  
第三十七条 平成十五年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(新酒税法第二十二条又は第三十七条に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

(未納税移出等に係る経過措置)  
第三十七条 平成十五年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(新酒税法第二十二条又は第三十七条に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十九条第三項各号に掲げる日が同日以後に到来するものに限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率(以下「未納税引取り等に係る経過措置」)の税率とする。

第三十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十五年五月一日前に保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られた酒類(新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十五年五月一日前に保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られた酒類(新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第三十九条 平成十五年五月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所で所持する場合には、その合計数量)が八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

(手持品課税)

第三十九条 平成十五年五月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所で所持する場合には、その合計数量)が八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

(手持品課税)

- 3 第一項の場合においては、新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの時蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年六月二日までに、その時蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三 その他政令で定める事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十五年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入された場合を含む。）

8 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第四項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 第四項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第四十条 第七条の規定の施行前にした行為並びに附則第三十二条、第三十五条及び第三十六条の規定によりなお從前の例によることとされる酒税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（政令への委任）

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月一日法律第三三号）抄  
（施行期日）

**第二条** (免許の要件に係る経過措置)  
この法律の施行前に第一、七条第一項、第八条又は第九条では、なお従前の例による。  
(免許の取消) これによる呈請書若置

第一項の場合においては、新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年六月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**第三条** この法律の施行前に旧酒税法第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けてゐる者はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による三度の酒税へて「千円以上」、「五百元」、「百元」の各額に依り、第八条第一項の規定によつて免許を失する。

よる改正後の酒税法（以下「新酒税法」といふ）第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けた者に対する新酒税法第十二条、第十三条又は第十四条の規定による免許の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

**第六条** ～この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用  
**附則** (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 拝  
(罰則に係る経過措置)

**施行期日** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第八条  
一及び二 略

(次号に掲げる改正規定を除く) 及び第十条並びに附則第一条から第五条まで 第十九条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条、第三十五条までの規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則**（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄  
**（施行期日）**  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。  
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄  
(西元一九九四年二月一日施行)

**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則** (平成一七年四月二〇日法律第三三二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第五条の文言規定を除く。）、第二十二条及び第二十三条の規定は平成十八年四月一日から、

附則第五条の改正規定を除く、第二十二条にて第二十三条の規定による平成二年四月一日から平則第二十一条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五条の改正規定は平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
（平成一七年一月七日法律第二九号）抄

行する。  
附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。各号に定める日から施行する。  
一 大ニ陽ざる見三 二 戊一八三五月一日

沙川櫻江名規定 平成十八年五月一日

附 則（平成十五年五月一日法律第三三号）  
第一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。

イ 第七条の規定（酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。）並びに附則第六十一条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十四条及び第一百九十七条の規定

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第六十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（清酒に係る経過措置）

第六十五条 第七条の規定（酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。）並びに附則第七十条までにおいて同じ。）の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、第七条の規定による改正前の酒税法（以下附則第六十八条までにおいて「旧酒税法」という。）第三条第三号ロの規定に該当する酒類でアルコール分が二十二度以上のもの又はその原料中米、水、清酒かす及び米を含む。以下この条において「副原料の重量」という。）が米（こうじ）以外の物品の重量の合計（以下この条において「副原料の重量」という。）の重量の百分の五十を超えるもの（これらに水又は第七条の規定による改正後の酒税法（以下附則第六十八条までにおいて「新酒税法」という。）第三条第七号に規定する清酒を混和して、アルコール分が二十二度未満でその原料中副原料の重量が米の重量の百分の五十を超えない酒類とするものに限る。）については、平成十九年九月三十日までの間、新酒税法第三条第七号に規定する清酒とみなす。

（製造免許等に係る経過措置）

第六十六条 第七条の規定の施行の際、旧酒税法の規定により次の表の上欄に掲げる旧酒税法の酒類の種類又は品目（以下この条において「製造免許等」という。）を受けていた者は、平成十八年五月一日に、新酒税法の規定により同表の下欄に掲げる新酒税法の酒類の品目の製造免許等を受けたものとみなす。

旧酒税法の酒類の種類又は品目	新酒税法の酒類の品目
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
しようちゅう甲類	連続式蒸留しようちゅう
しようちゅう乙類	単式蒸留しようちゅう
みりん	みりん
ビール	ビール
果実酒	果実酒
甘味果実酒	甘味果実酒
ウイスキー	ウイスキー
ブランデー	ブランデー
スピリッツ	スピリッツ
原料用アルコール	原料用アルコール
リキューール類	リキューール
発泡酒	発泡酒
粉末酒	粉末酒
その他の雑酒	その他の醸造酒

第六十七条 酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十八年五月一日前に保稅地域（関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）から引き取られた酒類を平成十八年四月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより國稅廳長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなして、酒税法の規定を適用する。

第六十八条 平成十八年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条又は第十三条の規定による改正後の租稅特別措置法第八十七条の二に規定する税率（以下この条及び次条において「新酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十二条又は第十三条の規定による改正前の租稅特別措置法第八十七条の二若しくは第八十七条の三に規定する税率（次条において「旧酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十九条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十八年五月一日前に保稅地域から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

免除の規定

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十九条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十八年五月一日前に保稅地域から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

免除の規定

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十九条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十八年五月一日前に保稅地域から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

免除の規定

（未納税引取り等に係る経過措置）

第六十九条 前二項の場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されたものとみなす。（当該種類等に該当する部分に限る。）

第六十九条 前二項の場合において、旧酒税法の規定による製造免許等に期限又は条件が付されたものとみなす。（当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。）

(酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

**第七十条** 第七条の規定の施行前にした行為及び附則第六十四条の規定によりなお従前の例による

こととされる酒税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百十二条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イ からホまで 略

（罰則に関する経過措置）

**第一百四十六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百四十七条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日  
イ からホまで 略

#### 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

イ からホまで 略

#### 附 則 (平成二四年五月一一日法律第五十号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定及び同法第五十九条第二項の改正規定

改正規定 (納税環境の整備に向けた検討)

**第九十二条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 及び二 略

三 第十四条（地方自治法別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の項の改正規定に限る。）第二十二条（児童福祉法第二十条の十の二の改正規定に限る。）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る。）、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定

平成二十五年四月一日 附 則 (平成二三年一一月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 から四まで 略

#### 附 則 (平成二二年一月一日法律第一一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ からホまで 略

#### 附 則 (平成二二年三月三一日法律第三十三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二二年六月三〇日法律第五十号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第百五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二二年八月一一日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して

六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二十九条の規定並びに附則第二十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第三十一条の規定並びに附則第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第三十二条の規定並びに附則第三十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第三十三条の規定並びに附則第三十三条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第三十四条の規定並びに附則第三十四条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 第三十五条の規定並びに附則第三十五条の規定 公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 第三十六条の規定並びに附則第三十六条の規定 公布の日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九 第三十七条の規定並びに附則第三十七条の規定 公布の日から起算して八年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十 第三十八条の規定並びに附則第三十八条の規定 公布の日から起算して九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一 第三十九条の規定並びに附則第三十九条の規定 公布の日から起算して十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十二 第四十条の規定並びに附則第四十条の規定 公布の日から起算して十一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十三 第四十一条の規定並びに附則第四十一条の規定 公布の日から起算して十二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十四 第四十二条の規定並びに附則第四十二条の規定 公布の日から起算して十三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十五 第四十三条の規定並びに附則第四十三条の規定 公布の日から起算して十四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十六 第四十四条の規定並びに附則第四十四条の規定 公布の日から起算して十五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十七 第四十五条の規定並びに附則第四十五条の規定 公布の日から起算して十六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十八 第四十六条の規定並びに附則第四十六条の規定 公布の日から起算して十七年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第一百一条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

**附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄**

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄**

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四五号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二八年三月三一日法律第一六号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

**四** 第三条中閑税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五号の改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「(許可の要件)」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十八条の次に一節を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「(二)以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」)を削る部分に限る。)及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二八年六月三日法律第五七号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年六月二十四日法律第四号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

**五** 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

(施行期日) 附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

**六** 及び七 略

**八** 次に掲げる規定 令和二年十月一日

(施行期日) 附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年六月三日法律第五七号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年六月三日法律第五七号) 抄

**第一条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の酒税法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許を受けている者(次項において「酒類製造者等」という。)に対する第一条の規定による改正後の酒税法(次項において「新酒税法」という。)第十二条、第十三条又は第十

(免許の取消し等に係る経過措置)

**第三条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の酒税法第七条第一項、第八条又は第

九条第一項の免許を受けている者(次項において「酒類製造者等」という。)に対する第一条の規定による改正後の酒税法(次項において「新酒税法」という。)第十二条、第十三条又は第十

(免許の取消し等に係る経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年六月三日法律第五七号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年六月三日法律第五七号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

四条の規定による免許の取消しに関する事由については、なお従前の例による。

前条の規定による。

施行日前に酒類製造者等について相続(包括遺贈を含む。)があつた場合における当該相続に

係る相続人(包括受遺者を含む。)に対する新酒税法第十九条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(省令への委任)

**第八条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、財務省令又は経済産業省令で定める。

(附 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄)

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

**四** 第二条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第十条、第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第六条第一項の改正規定を除く。)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る。)、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十九条の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日

(酒税法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十八条** 前条の規定による改正後の酒税法第十条(第七号に係る部分に限る。)の規定の適用については、三十年旧法において準用する廃止前国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、三十年新法第二十二条の二十八第一項の規定による通告処分とみなす。

(附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄)

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

下同じ。)から引き取られるその他の発泡性酒類(第七条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)第三条第三号へに規定するその他の発泡性酒類をいう。)に係る同号の規定の適用については、同号ハ中「十一度」とあるのは、「十度」とする。

### (酒類の製造免許等に関する経過措置)

**第三十五条** 第七条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)の規定により発泡酒とされていたもののうち、新酒税法の規定によりビールとして分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許(以下この条において「製造免許等」という。)を受けていた者は、平成三十年四月一日に、新酒税法の規定によりビール(新酒税法第三条第十二号に規定するビールのうち、旧酒税法第三条第十八号に規定する発泡酒に該当するものに限る。)の製造免許等を受けたものとみなす。

旧酒税法の規定により甘味果実酒又はスピリッツとされていたもののうち、新酒税法の規定により果実酒又はブランデーとして分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けた者は、平成三十年四月一日に、新酒税法の規定により果実酒(新酒税法第三条第十三号ホに掲げるものに限る。)又はブランデー(同条第十六号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第三条第二十号に規定するスピリッツに該当するものに限る。)の製造免許等を受けたものとみなす。

旧酒税法の規定により他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒とされていたもののうち、新酒税法の規定により発泡酒として分類される酒類につき旧酒税法の規定により製造免許等を受けていた者は、令和五年十月一日に、新酒税法の規定により発泡酒(新酒税法第三条第十号ロ及びハに掲げるものに限る。)の製造免許等を受けたものとみなす。

新酒税法第十条(第七号に係る部分に限る。)の規定の適用については、第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法(以下「旧国税犯則取締法」という。)第十四条第一項の規定による通告处分は、第八条の規定による改正後の国税通則法(以下「新国税通則法」という。)百五十七条第一項の規定による通告处分とみなす。

第一項から第三項までの場合において、旧酒税法の規定による製造免許等を付されたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許等に付されたものとみなす。

### (発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例)

**第三十六条** 令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類(新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。)以下附則第三十九条までにおいて同じ。)及び醸造酒類(新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条规定第一項及び第二項の規定にかかるわらず、次の各号に定める金額とする。

一 発泡酒 十二万円

二 醸造酒類 十二万円

前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。)十六万七千百二十五円

二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。)十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類(附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。)(旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。)十万八千円

四 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。)八万円

3 第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十一万円

二 果実酒 九万円

4 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる発泡性酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき十八万円とする。

5 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかるわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。)十五万五千円

二 発泡酒(新酒税法第三条第十八号イに掲げる酒類のうち原料中麦芽の重量が水以外の原料のうち旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。)十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類 八万円

6 第一項及び第二項の場合において、第十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第八十七条の三第一項及び第八十七条の四第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「の規定」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号。次条第一項において「平成二十九年改正法」という。)附則第三十六条第一項及び第二項の規定」と、新租税特別措置法第八十七条の四第一項中「の規定にかかるわらず、これらの規定」とあるのは、「及び平成二十九年改正法附則第三十六条第一項及び第二項の規定」とする。

7 第四項及び第五項の場合において、新租税特別措置法第八十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)」附則第三十六条第四項及び第五項の規定」とする。

(未納税移出等に係る経過措置)

**第三十七条** 令和二年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第四十八条第二項の規定によりなお從前の例によることとされる同法第八条の規定による改正前の酒税法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る酒税法第二十八条第三項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、前条第一項から第三項までに規定する税率とする。

令和五年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあつては、前条第四項及び第五項に規定する税率)により算出した場合の酒税額が前条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。)において、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、前条第一項から第三項までに規定する税率とする。

(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率(発泡性酒類にあつては、前条第四項及び第五項に規定する税率)とする。

令和八年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額が前条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される新租税特別措置法第十八条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以降に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率とする。

**第三十八条** 次の表の上欄に掲げる  
説地減につき取られて西原(附)

した場合から引き取らるる酒類(附則第三十一条第一項がい第三条として規定するを含む。)の算出に用ひられる酒税額が旧酒税法第二十三条に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えるものに限る。(以下この項において同じ。)について、同日以後に同表の欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率とする。

免除の規定	酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律	同法第十一條第五項	同法第十一條第五項
第十二条第一項	第十三条第三項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律	同法第十三條第五項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七条第四項	同法第十三條第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	同法第十二條第四項

3 2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて令和五年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この項において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）とする。

第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて令和八年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（新酒税法第二十三条规定する税率により算出した場合の酒税額が附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるもの又は新租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率により算出した場合の酒税額が附則第

ときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出をした税務署長に前項の規定による申告書を提出することができる。

第六項の規定による申告書を提出した者は、令和三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第六号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出了した者に対し、当該不足額に相当する

金額を還付する。  
前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。

第八項の規定は、第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る第八項

の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十条第二項の規定による納付の期限が第八項の納期限前に到来するものについて準用する。

12 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項及び附則第九十二条において同じ。）が政令で定めるところ

により、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたとき

は、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類に該当する場合にあつては、同号に規定する

他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵収された、若しくは徵収されるべき

酒税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその旨に置く。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課さるべきにつき当該製造場に運べられた場合（当該酒類製造者が他の酒類製造場に多く移出するべきにつき當該製造場に運べられた場合）に多

さるの(さるの)が當詠集道場に居し方れられた場合、當詠集道場者の化の酒業の製造場に移入された場合を含む。

前項は該當する場合を除き、酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され又は保稅地場から引取られ、酒類第一項の規定による酒税を課されたる、又は課されるべきものを酒類のうち引取られ、酒類第一項の規定による酒税を課されたる、又は課されるべきものを酒類のうち

製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出し、又は酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した場合

第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

14  
令和五年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあっては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出し

た場合の酒税額が附則第三十六条第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において

て、その所持する酒類の数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にそ

の者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。  
前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者（同項の規定の適用を受ける者を

除く。以下この項において同じ。)が、令和五年十月三十一日までに、政令で定めるところによりその所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨の届出を

した場合には、当該届出をした酒類の製造者又は販売業者が同月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

第十四項の場合においては、新酒税法第二十三条に規定する税率（発泡性酒類にあつては、附則第三十六条第四項及び第五項に規定する税率）により算出した場合の酒税額と附則第三十六条

第一項から第三項までに規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十四項の酒税額とする。



（持品課税の規定による届出により戻入控除の規定の適用を受ける者を含む。）の規定による届出により戻入控除の規定の適用を受ける者を含む。）の手持品課税の規定又は戻入控除の規定に規定する酒類を保管したと認められる者を国税通則法第七十四条の四第三項に規定する者とみなして、同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第七百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第七百三十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第二十七項（手持品課税等）に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

偽りその他不正の行為によつて第九項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えて該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八項、第三十項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第六項（第十九項又は第二十五項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八項、第三十項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八項、第三十項又は第三十二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第二十八項から第三十二項までの罰金刑を科する。

前項の規定により第二十八項又は第三十項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

（施行期日）

（第一条） この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。

（第二十五条） 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる

**附 則** (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定（公布の日）

（行政庁の行為等に関する経過措置） 第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置） 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討） 第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月四日法律第六三号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定（公布の日）  
二 第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定及び第六条の規定並びに次条附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百五十五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定められた日）  
(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任） 第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定（公布の日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定（令和六年十月一日）

附 則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定（令和六年十月一日）

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定（公布の日）

(酒税法の一部改正に伴う経過措置)  
第四十八条 第八条の規定による改正後の酒税法（次項において「新酒税法」という。）第十九条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する事業譲渡について適用する。

一 新酒税法第二十九条の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

2 新酒税法第二十九条の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限が到来する酒税について適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した酒税については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任） 第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定（令和六年十月一日）

附 則（令和六年三月三〇日法律第八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 次に掲げる規定（令和六年十月一日）

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定（公布の日）

第十四条 第六条の規定による改正後の酒税法（以下この条において「新酒税法」という。）第三十条の六第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第四条第一項の規定にかかるわらず、令和六年十月一日以後に新酒税法第三十条の六第三項に規定する酒類を保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合について適用する。（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定（公布の日）

(政令への委任)  
**第四十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。